

○療養介護サービス費

基本部分			注 地方公共団 体が設置する 指定療養介 護事業所の 場合	注 利用者の数 が利用定員を 超える場合 又は 看護職員又 は生活支援 職員の員数が 基準に満たな い場合	注 サービス管理 責任者の員 数が基準に満 たない場合	注 療養介護計画 が作成されな い場合	注 身体拘束廃止 未実施減算
イ 療養介護サービス費	(1)療養介護サービス費(Ⅰ)	(一) 定員40人以下	(965単位)	×965/1,000	×70/100		
		(二) 定員41人以上60人以下	(939単位)				
		(三) 定員61人以上80人以下	(891単位)				
		(四) 定員81人以上	(853単位)				
	(2)療養介護サービス費(Ⅱ)	(一) 定員40人以下	(703単位)				
		(二) 定員41人以上60人以下	(667単位)				
		(三) 定員61人以上80人以下	(619単位)				
		(四) 定員81人以上	(589単位)				
	(3)療養介護サービス費(Ⅲ)	(一) 定員40人以下	(556単位)				
		(二) 定員41人以上60人以下	(527単位)				
		(三) 定員61人以上80人以下	(497単位)				
		(四) 定員81人以上	(475単位)				
	(4)療養介護サービス費(Ⅳ)	(一) 定員40人以下	(445単位)				
		(二) 定員41人以上60人以下	(409単位)				
		(三) 定員61人以上80人以下	(381単位)				
		(四) 定員81人以上	(361単位)				
	(5)療養介護サービス費(Ⅴ)	(一) 定員40人以下	(445単位)				
		(二) 定員41人以上60人以下	(409単位)				
		(三) 定員61人以上80人以下	(381単位)				
		(四) 定員81人以上	(361単位)				
ロ 経過的療養介護サービス費	(1)経過的療養介護サービス費(Ⅰ)	(一) 定員40人以下	(902単位)	×965/1,000			利用者全員に ついて、1日に つき5単位を減 算
		(二) 定員41人以上60人以下	(802単位)				
		(三) 定員61人以上80人以下	(873単位)				
		(四) 定員81人以上	(838単位)				
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。							
地域移行加算 (入院中2回、退院後1回を限度として、500単位を加算)							
福祉専門職員配置等加算		イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき10単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき7単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき4単位を加算)					
人員配置体制加算	イ 人員配置体制加算(Ⅰ) (1.7:1)	(1) 定員61人以上80人以下	(1日につき6単位を加算)	×965/1,000			
		(2) 定員81人以上	(1日につき17単位を加算)				
	ロ 人員配置体制加算(Ⅱ) (2.5:1)	(1) 定員40人以下	(1日につき170単位を加算)				
		(2) 定員41人以上60人以下	(1日につき200単位を加算)				
障害福祉サービスの体験利用支援加算 (1日につき300単位を加算)							
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×64/1,000)					
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×47/1,000)					
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×26/1,000)					
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 所定単位×18/1,000)					
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 所定単位×18/1,000)					
注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能							
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき 所定単位×5/1,000)							
注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能							
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×21/1,000)					
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×19/1,000)					
注 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計							